

令和4年度第1回定例  
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

## 令和4年度第1回定例松本市教育委員会会議録

令和4年度第1回定例松本市教育委員会が令和4年4月28日午後2時00分教育委員室に招集された。

令和4年4月28日（木）

### 議 事 日 程

令和4年4月28日午後2時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

#### [議案]

- 第1号 松本市社会教育委員の委嘱について
- 第2号 松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について
- 第3号 教育文化センター専門委員の委嘱について
- 第4号 松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について
- 第6号 令和4年度教育委員会各課重点目標について
- 第7号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインの改訂について
- 第8号 松本市登録文化財の登録に係る諮問について
- 第9号 史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止について
- 第10号 松本市博物館条例の一部改正について【非公開】
- 第11号 国宝（建造物）旧開智学校校舎保存活用計画の策定について【非公開】

#### [報告]

- 第1号 令和4年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について
- 第2号 松本市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について
- 第3号 令和4年度の学級編制等について
- 第4号 不登校児童生徒の状況について
- 第5号 令和3年度下半期のいじめ・体罰等の実態調査の結果について
- 第6号 学校給食費の減額対応の変更について
- 第7号 図書館資料特別整理期間の設定について
- 第8号 国宝松本城天守石垣調査の結果について
- 第9号 史跡松本城太鼓門耐震対策工事について
- 第10号 史跡松本城整備基本計画策定委員会委員等の委嘱について
- 第11号 中央図書館駐車場における事故について

#### [周知]

- 1 令和4年度「博物館パスポート」の配布について

#### [その他]

〔出席委員〕

教 育 長	伊 佐 治 裕 子
教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	橋 本 要 人
〃	佐 藤 佳 子
〃	春 原 啓 子

〔出席職員〕

教 育 次 長	逸 見 和 行
教 育 監	坂 口 俊 樹
こ ど も 部 長	青 木 直 美
教育政策課長	白 井 美 保
学校教育課長	塚 田 雅 宏
学校施設担当課長	丸 山 丈 晴
学校給食課長	三代澤 昌 秀
生涯学習課長兼中央公民館長	石 川 善 啓
中央図書館長	小 西 え み
文化財課長	竹 原 学
西部4地区担当課長	白 井 邦 彦
城郭整備担当課長	竹 内 靖 長
博物館長	木 下 守
基幹博物館建設担当課長	百 瀬 功 三
こども育成課長	前 澤 典 子
子どもの権利相談室長	田 中 有 紀 子
学校支援センター主任指導主事	牧 野 圭 介

〔事務局〕

教育政策課

教育政策担当係長	降 旗 基
教育政策担当係長	小 澤 弥 生
教育政策担当主査	伊 藤 明 広

《開会宣言》 午後2時00分

伊佐治教育長は令和4年度第1回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長           それでは、定刻になりましたので、令和4年度第1回の定例教育委員会を始めます。改めまして、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

                  体制も変わったということで、今日、新しい課長もいますけれども、教育政策顧問を今年度からお受けいただきました信州大学の荒井英治郎准教授に冒頭ZOOMでご参加いただくことになっております。最初に授業等のご都合がありますので荒井先生からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育顧問       信州大学の荒井でございます。皆さん、よろしくお願いいたします。

                  今回、教育顧問という機会をいただきまして気が引き締まる思いでありますけれども、私として業務としていただいているものが大きく分けて5点ほどございます。1つ目は、リーディングスクールの推進ということで、昨今の課題になっている幼保小中連携であったり、あるいは多様な学びをどのように保障していくのかというそれぞれの学校の独自性を生かした教育政策の展開についてのサポートをとというのが1つ目です。

                  2つ目は、不登校児童生徒あるいは特別支援教育という形での推進についての支援をとというのが2つ目です。

                  3つ目が、教職員の研修ということで、中核市になった松本市の教員のいわゆる研修の理念や体系というところのシステムを整えていくというのが3つ目です。

                  4つ目が教育委員会の事務全般ですね。執行あるいは管理、こういったものの点検評価もという話をいただいております。

                  最後は、教育長が指定する教育の諸課題についてです。

                  今回は直接お邪魔することはできずに申し訳ありませんでした。また、ぜひ直接ご挨拶をしたいと思っておりますけれども、執行機関であります教育委員の皆さんに意思決定に資するような形でお手伝いできたらと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

教育長            よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

                  荒井先生にはこうして定例教育委員会ですとか、総合教育会議など、それか

ら既に週に1回、事務局の職員と連絡会議を行っていますが、そこにもZOOMでご参加をいただいて、その都度いろいろな参考の事例を紹介していただいたり、いろいろな方向性をご紹介いただくなど、既に動き出しているところです。今後とも荒井先生、よろしくお願いいたします。

それではこれでご退出ということになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

橋本委員 少しいいですか。

教育長 はい、どうぞ。

橋本委員 教育委員の橋本です。先生にお願いしたいと思っていることが一つあります。この後各課の今年の業務をどのようにしていくかという課題をご説明いただくことになっていますが、その中に欠落があって今日指摘しようと思っています。4月27日付けの信濃毎日新聞に先生が危機管理についてのコメントを寄せられていたと思います。まさにあそこに書かれてあるとおりなのですが、私はあれでは足りないところがあると思っています。教育委員会が中心になっていろいろな危機管理の計画を策定して行動に移していくわけですが、教育委員会自体が間違えるかもしれないと思っています。危機管理の要諦で、日本政府を含めて日本が徹底的にできていないのが第三者による客観的な点検、判断だと思っています。要するに、先生がおっしゃるようにリスクマネジメント、クライシスマネジメント、ナレッジマネジメントをやって、そのコミュニケーションが大事ですよということなのですから、それで行われていることが現状に則して第三者から見たときに本当に適切なのか。その点検評価をいただきたいということです。間違えていれば中止する判断ないしは、見直しをかけるということが重要です。そういう意味で、まさしく点検評価が狭い意味での実績の評価ということではなくて、日々起こるそういう危機管理を節目、節目で先生を中心として第三者の目でチェックをして、ケースによっては教育委員だとか教育長からのヒアリングをしていただいて、これはこういうふうを考え直したらいかがですかというような形をいただくということが実質的な意味合いにおいて、そのリスク管理マネジメントがうまく遂行できる要諦だと私は思っています。そういった形でぜひご支援をいただければと思っています。

教育顧問 貴重なコメントありがとうございました。

まさにその役割が本来期待されているのは教育委員会の教育委員の皆さんかと思えますけれども、そのアンテナの感度に一致するように私自身も情報提供していきたいと思えますし、身を粉にして働きたいと思えます。

よろしく願いいたします。

教育長           ありがとうございます。もう既に、実はその週1回の会議の中でコロナ対策に関しては荒井先生、保護者の立場でもあるということで第三者としてのお立場、保護者の立場も兼ねていろいろなアドバイスも既にいただいているところですので、こうしたシステムによって私たちも適切な判断を、正解ではなくても一番ベストな判断ということをしていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

荒井先生、ありがとうございました。

教育顧問       ありがとうございました。失礼いたします。

#### 《署名委員の指名》

教育長           それでは、議事に入っていきたいと思えますが、その前に本日の会議録の署名委員ですけれども、佐藤委員、春原委員です。よろしく願います。

#### 《議案審議》

教育長           昨年度の議事録で、まだ皆さんにご覧いただいてないものがありますが、今、事務局で調整中ですので、もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。

本日の案件ですが、議案が10件、報告が11件、周知が1件ということで、大変議案が多くなっております。議案と報告合わせて21、そして周知が1ということでもありますので、今日は午後2時からということですが、途中休憩を入れながら進めていきたいと思えます。

それから、事前にお渡ししたもののの中で、議案第5号は次回に改めてお諮りするということで、後ほど教育政策課長から説明があります。そして議案第10号の松本市博物館条例の一部改正、議案第11号の国宝（建造物）旧開智学校校舎保存活用計画の策定についてですが、それぞれ議会への協議に必要な、議会提出案件ということで今回非公開にすることについてお諮りをしたいと思います。このことについては3分の1以上の多数で議決したとき非公開するこ

とができるとされていますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

教育長 はい、ありがとうございました。

それでは、これについては最後に協議をすることといたします。

それでは、こども部から報告の案件が1件ありますので、順番を少し変えて報告第1号「令和4年度子どもの権利相談室『こころの鈴』の実績について」、ご報告をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

<報告第1号> 令和4年度子どもの権利相談室『こころの鈴』の実績について

子どもの権利相談室長 説明

教育長 それでは、ただいまの報告に対しましてご質問ありましたらよろしくお願いいたします。後ろのほうにグラフがあって、わかりやすくまとめられていますけれども、いかがでしょうか。去年、教育委員との意見交換をさせていただいて、そのときは子どもの権利擁護委員の先生方にもご出席いただいたということがあったと思いますが、今年度もどこかをお願いしたいと思います。

どうでしょうか。ご意見、ご質問よろしいですか。

目を通していただいて、また懇談のときに詳しい内容等あればそこで様子などお聞きしていきたいと思います。引き続き、子どもたちの相談よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

教育長 それでは議案の第1号から順番に進めたいと思います。

<議案第1号> 松本市社会教育委員の委嘱について

教育政策課長 説明

教育長 ただいまの説明に対して、ご質問などありましたらお願いいたします。

橋本委員 委員の任期は2年ですけど、先般の公民館長の際にも議論になりましたように、2期目、3期目と一体何期まで認められるのかということの目安をお持ちですか。それから、多選に伴う弊害というものがないか、この点についてはど

うお考えですか。

教育政策課長 市の条例、附属機関の条例で決まっております、何期何年という基準がございます。すぐ出てこなくて申し訳ありませんが、その辺はきちんとその基準どおりになりますようにしたいと考えております。

橋本委員 そうすると3期6年はその範囲内だということですか。

教育政策課長 はい、そうです。

教育長 確か3期というのには決まっていたと思います。根拠法令は今調べますけれども、ほかにご意見ございますか。

春原委員は前回、社会教育委員をお努めいただいたかと思いますが。

春原委員 評価点検の関係の役割といいますか、そういうものが少し変わりましたよね。社会教育委員の仕事も重要な仕事だと思います。

教育長 小柳委員はいかがですか。

小柳委員 ありません。

教育長 佐藤委員はいかがですか。

佐藤委員 私も今まで地域づくり委員とか市民活動推進委員をやらせていただいたときも3期6年まで務めさせていただいたので、恐らく同様ではないかなと思いますし、前回のことが分かっている方が順に残っていく必要があるかと思えますので、そういうところでの各期の方々の備考欄にあるとおりかと思えます。

教育長 これ、公募の方は、継続ということはなくてその都度公募ということだと思いますね。

春原委員 例外はないですか。

教育政策課政策担当主査 例外はないです。

教育政策課長 すみません。社会教育委員ということですが、市の附属機関等の設置等に関する要綱で3期6年ということで基準を設けております。

橋本委員 それ見せてください。

教育政策課長 はい。

教育長 出力して、委員の皆さんに配っていただけますか。

教育長 それではよろしいですかね。橋本委員、よろしいですかね。

橋本委員 はい。

教育長 それでは、第1号は承認としたいと思います。



<議案第2号> 松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について

教育政策課長 説明

教育長 ただいまの説明の内容につきまして、ご質問、ご意見お願いいたします。

橋本委員 まさしく私が申しあげたことですが、バランスがおかしいということです。これは目に見える形が必要で、原先生が以前に中学校に勤務していたと言っても、これが表に出ていったときに小学校の先生方が並んでいると誰しも思ってしまう。いつも人事案件はここに挙がってきて、公の場でこうやって議論していますけど、人事案件こそ非公開にすべきではないですか。人事案件というのは、すごく重要な案件でバランス感覚も取れていないと、世の中に説明していけないと私は思います。

教育文化センターは、小学校も中学校も関係してくるわけなので、まさしくここを研修の拠点にしようとする中で、この偏りは私としては認められないです。

教育長 ほかの委員さんは、いかがでしょうか。小柳委員、どうでしょうか。

小柳委員 バランスが大事だと思います。これは校長会から運営委員としてこの3人がふさわしいということで推薦されてきた方ですので、それを尊重したほうがいいと思います。

教育長 ほかのお二人の委員はいかがでしょう。

春原委員 これはもう変えることはできないですか。

橋本委員 決まってないのだからできるでしょうし、できないのだったら議題にする必要がないと思います。

教育長 坂口教育監、どうですか。もう1回、中学校からということはお願ひできるものですか。

教育監 校長会の組織的なこともあるとは思いますが。

橋本委員 いや、校長会が決めることではないでしょう。決めるのは教育委員会ではないですか。だから議題になっているのではないですか。本末転倒ですよ。それだったらこれ、議題に出すべきではないですよ。

佐藤委員 これまではどうだったのでしょうか。過去のことを振り返ったときに、もちろん、だからいいとか悪いとかではないのですが。

教育政策課長 前期は校長会が中学校、教育会長は中学校、委員会代表が小学校ということでバランスは取れていたと思います。

佐藤委員 それは結果的にはバランスが取れていた。

教育政策課長 そうですね。

佐藤委員 それ以前は分からないですか。

教育政策課長 すみません、すぐには。

佐藤委員 何かそれによって具体的な支障が出たりということが過去にあったのかどうなのかと思ったので。

橋本委員 校長会からの推薦とおっしゃいましたけど、校長会の見識が疑われるということだと思います。バランスは極めて重要です。

教育政策課長 おっしゃるとおりだと思います。次回は必ず。

小柳委員 中学校からも出してほしいという依頼はしたのですか。

教育政策課長 今回は申しあげていません。

小柳委員 だとすると、中学校から委員が出てないという点は責められないと思います。

橋本委員 だからそういう感覚を持っている校長会がおかしいと言っているんです。

小柳委員 校長会の推薦を尊重していいと思います。校長会から出ているこの先生方は、校長会を代表してこの運営委員としてお務めいただくわけですから。

橋本委員 だからその校長会が、見識がないと言っているんです。

小柳委員 その見識ということがよくわかりません。

橋本委員 バランスです。バランスが重要だとおっしゃったじゃないですか。

小柳委員 バランスが見識だとしても、こちらで中学校から委員を出してほしいと依頼をしていないのに、出てこないことがおかしいという言い方はいかなものでしょうか。

橋本委員 そんなことはないです。素人が教育委員会に集まっているということは、世の中の感覚です。学校関係者が正しいと思っていることが間違っているかもしれないんです。それを修正するのが教育委員会なんです。だからそれはおかしい議論だと思います。

小柳委員 こちらからの依頼内容を踏まえて選出してきた委員を代えろと言う点がわかりません。だとしたら、推薦依頼するのではなく、こちらから委員を指名すればいいと思います。

橋本委員 勝手な言い分だと思います。

教育長 ではですね、校長会にもう一度、中学校からお一人出していただけないか打診をしてみて、バランスということで難しいということであれば再度お諮りするということではいかがでしょうか。

教育政策課長 はい。

教育長 確かに、小柳委員がおっしゃるとおり依頼のときにしっかり頼んでおくべきだということもありますし、橋本委員がおっしゃるとおり教文センターのこれからのことを決めていくのに小中学校からバランスよく出していただくということを配慮してほしかったというご意見も両方あると思いますので、そういったことでいかがでしょうか。

佐藤委員 すみません。定数は10名以内とあるのですが、現時点では9名ですよ。あと1名増やすということは可能ですか。

教育長 そういう方法もありますね。

佐藤委員 ただ、第2条のところが4人、3人、2人と(1)から(3)までが9人ということで、そこがどういうふうに整合性が取れるのかと思いますが、もし10人以内というところで可能であれば、もう一方、中学というところで1名追加という方法も検討いただきたいと思います。

教育長 これは、第2条の4人、3人、2人というのは決まっていますね。定数は、10名以内としとなっているのに、なぜここで人数を決めているのでしょうか。不思議な感じですよ。第5条の第2項で「10名以内とし」となっているので、佐藤委員からご提案があった10名以内の中でもう一人中学から推薦をしていただけないか、もしくはこの中で中学校の方に切換えが可能なのかということをお打診した上でもう一度改めてお諮りするということではいかがでしょうか。よろしいですか。

教育政策課長 よろしく申し上げます。

橋本委員 関連でいいですか。

教育長 はい、どうぞ。

橋本委員 前から人事案件を非公開にお願いしていますが、人事案件が当然通るものだという前提で出されている気がしています。要するに、教育委員会がスリーピングボードだったらそうかもしれませんが、すでに推薦などが済んでるが

ゆえに、人事案件が出てきたら反対できませんというのはおかしい議論で、もっと早い段階で人事案件をきちんと正式に任命権者である我々のところが議論をしてから打診されるとか、そういうプロセスを抜本的に変えていただかないと提出された案件を否決できないではないですか。この行政プロセス自体がおかしいと思います。

教育長            そうですね、私も去年そのお話があって、松本市教育委員会の中で、人事案件は教育委員会事務局とか教職員の人事、それから指導上の措置ですとか人事に絡んでの事を非公開ということで、通常こういう審議会等については公開が原則とされる中で公開でやってきましたが、確かにこのようにお名前も伴ってということになりますと、調整が必要になってくることもあるので、今のこの運営委員の案件については事前に調整をして、私はなるべく非公開ではなくて公開でやるべきだと思いますけれども、事前の調整を行った上で公開でやるというようなことをもう一度検討いただきたいと思います。

教育政策課長    はい。ありがとうございます。

小柳委員           第2条のところに人数が入っているのはなぜですか。

教育政策課長    これは申し訳ありません、合わせて確認をさせていただきたいと思います。

小柳委員           次の各号に掲げる者のうちからと書いてあるので、人数は要らないのではないかと思います。

教育政策課長    そちらも合わせて確認します。

佐藤委員           条例と規則に矛盾が生じている感じがしますので、整合性をとったほうがいいと思います。

教育長            わかりました。そこも含めて、もし条例と整合性が取れないようなら規則の改正ということになりますでしょうかね。

教育政策課長    はい。

春原委員           今の関連でこういう委嘱の件に関して、規定に基づいた定数や委員の委嘱をというその経緯、出てきたところで私どもは特に意見を言える状況になって、ここでひっくり返すということもあるわけですか。

橋本委員           教育委員会の意思、決定機関である教育委員会の会議において、教育に関する基本的な方針、教育委員会規則の制定、改廃、教育機関の設置、廃止、それから教育委員会事務局及び学校その他の機関の職員の人事と書いてある。だか

ら、ここで決めるんです。これらは教育長に委任しては駄目だと書いてあります。だから、我々の責任においてこの人事を決めるということがこの教育委員会必携の中に記載されているので、私はうるさいことを申しあげています。

春原委員　　そうすると、定数などの妥当性というようなことに関しても。

橋本委員　　ここで決めれば変えられますよ。

春原委員　　ということですね。勉強不足ですみません。

教育長　　いえいえとんでもないです。

それでは、先ほどの規則の改正と、それから運営委員会はいつ開催予定ですか。

教育文化センター所長　　まだ調整中ですけども、6月から7月ぐらいにかけてと考えています。

教育長　　わかりました。間に合いますね。では、この案件は改めてお諮りしたいと思います。

#### <議案第3号> 教育文化センター専門委員の委嘱について

教育政策課長　　説明

教育長　　ご意見、よろしく願います。

小柳委員　　この専門委員会の委員長はどのように決めるのでしょうか。互選ですか。

教育文化センター所長　　互選で決める予定になっています。

小柳委員　　互選で、仮に原先生が選ばれなかったとしても先ほどの運営委員会の委員は原先生でということでもいいですか。

教育文化センター所長　　はい。

小柳委員　　わかりました。

教育長　　ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

佐藤委員　　専門委員ということですが、この先生方のご専門が何か理科系だったり科学系だったりというそういう分野に応じた人選になっているのでしょうか。それともそういうところは特にこだわりなくご経験の中からということでしょうか。

教育政策課長　　アルプスタディを中心に教材等を検討いただくということで科学分野に明るいう方ということで依頼している先生方です。

佐藤委員　　ありがとうございます。

教育長 橋本委員はいかがですか。

橋本委員 ありません。

教育長 ほかによろしいでしょうか。それでは、こちらにつきましては承認とします。  
ありがとうございました。

<議案第4号> 松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定  
について

教育政策課長 説明

教育長 これについては、説明があったとおりですが、この条例をご覧いただくと、第1号、第2号のほかはその他という形ではなくて、教育委員会規則で定める場合ということなので、本来ならば規則で定めることをもっと早い段階でしなくてはいけなかったのですが、これまでこれが漏れていたということになります。当然、新教育長になってからはこれに基づいて職免となる場合は、教育委員会にお諮りをしてその事務に従事をしなければいけないということだったのですが、この事務についても今回改めて見直しをさせていただくということでご了承いただきたいと思います。

その上でご意見をお願いいたします。

小柳委員 アの中にあります、第2条（1）から（6）の文頭が、教育長がついている項とついていない項とありますけど、これは何か理由がありますか。

2点目は、（6）は、条例の研修を受ける場合に当たるのではないかと思います。何か違いがあるのでしょうか。

教育長 臼井課長、どうですか。

教育政策課長 大変失礼いたしました。いずれも、市の法制担当と相談しまして適正な形で整えてまいりたいと思います。

教育長 第2号と第4号はおっしゃるとおりですね。

教育政策課長 そうですね、調整して入れてまいりたいと思います。

教育長 同じく第6号も条例に規定があるから必要ないですね。

教育政策課長 すみません、おっしゃるとおりで大変ありがとうございます。

教育長 ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

では、先ほどの第2号、第4号の表記、それから第6号は削るということで

よろしいでしょうか。

教育政策課長 ありがとうございます。

教育長 それでは、調整することを条件に承認ということで、次回、これに基づいて、職務について皆さんにご協議いただきます。

<議案第6号> 令和4年度教育委員会各課重点目標について（教育政策課）

教育政策課長 説明

教育長 それではこれ、それぞれ一つの課ごとにとということで、教育政策課の分からご意見をお願いします。

橋本委員 非常に盛りだくさん書かれていて、恐らく教育振興基本計画に合わせてご説明していただきました。ただ、これとは関係なく私の推測だと、今、教育政策課がやっている仕事の3割近くはコロナ対策を含めた危機管理に費やされているのではないかと思います。これは別に教育政策課だけではなくて、ほかの部署とも関連してきますけど、陣頭指揮を執るのはどうしても教育政策課ですよ。私どもにもいつもこのコロナの状況のご報告をいただいているわけですけど、かなりのウエイトを占めていると思うので、それがこの重点項目の中に全く書かれていなくて、この項目以外のところで危機管理が行われているとすれば、とても問題だと思います。むしろ今一番ウエイトが高いのは、コロナだけではなくて、事件、事故とか不祥事が起こったら、それも全部リスク管理、危機管理ですよ。そういう意味で冒頭の荒井先生のところで申しあげましたけど、教育政策課の中に危機管理という項目がきちんと書かれて、なおかつ荒井先生に顧問に入っていて、それからこの重点項目の検証をやっていくわけですよ。教育委員会で決めてやっていて、先生はそれをチェックすることが教育委員の仕事だとおっしゃっていましたが、私は違うと思っています。教育委員会はあくまでも決定するけど、それでも思い込みがあるのでさらにチェックが入るという意味でこのチェックをかけていただく。それがうまくリンクしていくということがこの事業計画の中に組み込まれないと新しく先生に顧問に入ってもらったということと、この政策を進めていくことがうまくマッチングしないという意味で、この基本計画に引っ張られ過ぎてしまっている部分があって、ここの外側なのか内側なのかわかりません。普段やっている重要な

項目の危機管理についてのメンションが教育政策課の中に必要ではないかと思  
います。

教育長 逸見次長、その点いかがでしょうか。

教育次長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、昨年、一昨年からコロナとい  
う非常に大きな問題が出てきましたので、そのたびに学校の状況とか対応を検  
討しなければいけない中で、教育委員の皆さんにもご相談して検討してきてい  
ることだと思えます。本当に重要な部分になると思えますので、それを別項目  
で上げるか、今ある中に意味合いとして入れるか検討させていただきますけれ  
ども、今、橋本委員おっしゃったような内容を踏まえて少し記述を修正したい  
と思えます。

教育長 坂口教育監いかがですか。

教育監 おっしゃるとおりだなと思って聞いておりました。そこはきちんと入ってい  
ないといけないかと思えます。

教育長 ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。ほかの部分でも結構です。

小柳委員 重点目標の（３）の人口定常化につなげる教育施策の推進という項目につい  
てです。イ具体的な進め方の（ア）の安曇小中学校については、昨年来小規模  
特認校制度についてのご説明をいただいたので何となく定常化というこのイメ  
ージができるのですが、（イ）の多様な学びの在り方を研究することが定常化  
につながっていく、つなげていくというところをもう少し説明していただける  
とありがたいです。

教育政策課長 多様な学びが魅力的なまちづくりにつながりまして、それが若年層に好いて  
もらう、魅力的に映ってもらうというようなまちづくりを進める一つの政策に  
なるのではないかというところで多様な学びの在り方を研究して、取り上げて  
まいりたいと思っています。

小柳委員 まちづくりにつながっていくということですね。

教育政策課長 はい、魅力的なまちづくりにつながっていくという。

小柳委員 そうすると、書かれている内容は、学校教育課の現場への支援、指導と密接  
につながってくるかと思えますので連携をいただきたいです。

教育長 佐藤委員、どうでしょうか。

佐藤委員 私も同じく、今、小柳委員が取り上げられた人口定常化につなげるという



ころが、人口定常化が最初のつなげるための目的なので、最終的にそれが結果として残ってくるのかなというところが、最初ここを見たときに多少この項目の中に違和感を感じました。もちろん市の総合計画の中では、人口定常化が大きなテーマではありますけれども、あくまでも結果としてついてくるべきものかなというところという感じがします。

教育長 春原委員、どうでしょうか。

春原委員 それぞれの項目に当てはまらないかもしれませし、中途半端な意見になってしまいますけれども、今、両親が共働きのこういう社会の中で望ましいいろいろな面で支えていけるそういうシナリオが出てくるのかどうなのかというところを考えているところです。

教育長 まず、人口定常化のところについて、確かに人口定常化ということは結果なのですが、今、松本市もそのことを戦略に掲げていて、その中の大きな柱の一つとして魅力的な教育環境をつくっていくということが、人口をとどめることになって、それが人口の自然増、それから外から人を呼び込む社会増につながるんだということで、あえて戦略的にやっ払いこうという中でこの項目を立てています。確かにそういった目で見えますと、ここも書きぶりに、もう少し今の課長が説明したようなことを織り込む必要があるかなと思いました。

それから、春原委員がおっしゃっていただいたことというのが、子どもをめぐるとその社会環境とか家庭環境というようなことで教育現場は密接な関係があるという重要なところだと思うのですが、こちらの教育振興基本計画では、子育てのところはそのことが盛り込まれていて、教育と福祉と連携してやっていくということがかなり盛り込まれていますので、こちらには反映されていると思いますが、ここの事業のところにはあまり反映されてくる部分はないかと思います。ただ、施策の方向性のところの1が子育てという分野になっていて、例えば、概要版ですと12ページのところの分野1の子育てというところに今申しあげたような子どもたちの子育て支援の充実とか、子どもの居場所づくりの推進というところには、共働き家庭の増加ということを背景に、必要な施策が盛り込まれているかと思います。

ほかにはご意見はありますか。

小柳委員 (6)の教育文化センター再整備事業について、具体的な進め方のアのとこ

ろの10月までに基本計画素案をベースに見直しをするとあります。その見直しは来年度の実施設計につなげるためだということになると、実施は再来年度という理解でいいですか。

教育政策課長 令和4年度に整備計画の検討、令和5年度に実施設計、令和6年から改修工事で、7年度以降にリニューアルオープンという予定で進めてまいります。

小柳委員 オープンは3年後ですね、わかりました。

教育長 順調に行って、そこを目指してということで進めています。

ほかにはよろしいですか。

それでは、先ほどご指摘があった部分の修正をお願いします。

<議案第6号> 令和4年度教育委員会各課重点目標について（学校教育課分）

学校教育課長 説明

教育長 それでは学校教育課の部分でご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

橋本委員 実態がわからないですけど、スポーツ関係のところ、今、小学校、中学校でスキーは取り入れられていますか。

学校教育課長 授業ということですか。

橋本委員 はい。授業なり体験なりです。

学校教育課長 スキー教室というようなものは各小学校で行っています。

橋本委員 全学校でやっていますか。

学校教育課長 そこは確認しないと分かりません。

橋本委員 なぜこんなことを言うかという、今スキー人口が減っていて、スキー場がとても苦しいですね。長野県はオリンピックをやった県でもあり、小学校、中学校のときにスキーを経験するということで裾野が広がっていく。それを地元の松本市でやらずに外の人に来てくださいということでは広がっていかないと思うからです。だから、松本市、信州が持っている財産として、山登りは今でも人気があって非常にいいことだと思うんですけど、それと同等ぐらいにスキー人気を維持するために学校教育の中でみんなが体験していくということを少なくとも地元がやっていく必要があるのではないかと思うわけです。私は産業振興の感覚からなるけれども、子どもたちにとってみてもこの信州に住んでいる中で登山もスキーも経験しますという、地元の自然とどうやって触れ合

っていくのかという非常にいいカリキュラムだと思うので、それを、例えばスポーツ文化運営委員会連絡協議会といったところでぜひとも取り上げて議論して、どういう産業振興の仕方あるいは学校教育の関わりの在り方があるのかというものをご検討いただきたいと思います。

教育長 塚田課長、何か情報ありますか。

学校教育課長 数字は押さえてないですけども、以前に調査をしたものがあると思いますので、確認して後ほどお示ししたいと思っております。

春原委員 例えば、朝日村とか大町市とかそういう地の利を得て雪遊びというようなことは学校独自でそれぞれやっているわけですね。高校までの間にはそういうスキーという地元で栄えている部分で実習とかをやっていくケースは多分に独自でやっていると思います。連盟と連携してやっているケースもありますしね。よりそういう今のような効果を出すという観点から行けばどこかで考えてみたらいいと思います。

橋本委員 スキーでもスケートでもいいですけど、地元をどうやって生かしていくかというところですか。

教育長 別途これは確認して報告をしたいと思っておりますのでお願いします。  
ほかに何かありますか。

春原委員 支援員についてですけども、スクールサポートとか地元の小学校の様子を聞いてみますと、いろいろな肩書でいろいろ支援しているケースがありますよね。それは市の教育委員会との関係はどうなっていますか。

学校教育課長 学校によって地域の方のお手伝いという形、校長先生が手配をなさっている学校もあれば、県費のスクールサポートスタッフは教えること以外のお手伝いをするというような形もございますので、学校によってもそれぞれいらっしゃるというお聞きしております。

春原委員 そのような支援員はどこまで業務を果たせるのでしょうか。

学校教育課長 まず、スクールサポートスタッフだけに限定してお話をさせていただくと、例えばプリントを印刷するとか、中には飛び出してしまうお子さんもいるので、その見守りをするといった方がいらっしゃるということはあります。

ですので、学校によってその好意で地域の方がいらしていただいている学校も確かにあることはあります。

春原委員 地元の小学校を例に取ってみますと、小学校の児童数が割合小規模で、今年度のスタッフを学校が紹介しているところを見ましたら、非常に多くて50人ぐらいスタッフの肩書が出てきて、そういうことができる範囲でいいことだと思うですけれども、その辺のところは市費で補助とかあるのでしょうか。

学校教育課長 学校によっては、例えば、授業として先生を呼んでとかそういった部分に関してはこちらでお願いしているものですから、対価を支払わせていただく形でやっております。ですので、単発で入られる方もいらっしゃるれば、地元の方で毎日お手伝いに来てくれるというような方も中にはいらっしゃる場合もございます。

春原委員 それで働き方改革につながっていくと思うのですが、学級数の確保ということで学級数は県で人数の規定がありましたよね。

学校教育課長 35人です。

春原委員 35人ですか。

例えば、33人というようなときには1クラスにするというケースでの教育効果を狙うわけですか。33人だと2つに分けるんですか。

学校教育課長 36人だったら2つに分けます。

春原委員 1人多いだけでも36人だったら2つですか。

学校教育課長 そうです。

春原委員 とすると、いろいろな面での支援、クラスを2つに分けた場合に教育効果とか、経費とかいろいろ考えていくと、そういうところが妥当かどうかというところの判断はどうですか。

教育長 坂口教育監どうでしょうか。

教育監 妥当かどうかというところは非常に評価は難しいとは思いますが、どちらもよさがあると思っていて、36人になって少人数に分けることで、当然先生方が2人ついて、それぞれに分かれた子たちを、物理的には当然少なくなるわけですので、そういう点では効果はあるとは思いますが、一方である程度の人数がいる中でいろいろな考え方の子たちと一緒に学んでいくというよさも当然あると思いますので、もちろんそこは数があることなので、両方、いい面と課題もあるかなと思っています。

春原委員 少子化ということで、学校の施設設備も非常にゆったりしている中で人数が

少なくなっていく。それを市もそうですが学校自体も、学校を運営していく上で一番より教育効果が表れるという部分で考えていくと、松本市の学校教育課からの指導というようなことも入るわけですね。

教育監 先ほど申しあげたように指導主事もそれぞれ学校訪問を積極的にさせていただいて、授業の在り方だとか子どもたちの様子を見ながら学校職員と懇談しながら、より子どもたちが健やかに育っていくという方向で進めております。

春原委員 そうですね。現場の声をよく聞けという部分は非常に大事だと思いますが、現場に行って何を確認してくるのかということも大事だと思います。

教育長 ほかにはよろしいですか。

佐藤委員 (2)の学校教育情報化推進事業のイの(エ)ですね、校務に係る情報化を推進しますということで、校務支援システムであるとか学校と保護者とのコミュニケーションツールが挙げられているのですが、これは前赤羽教育長のときからICTの整備が子どもたちに対してだけではなくてその保護者等に向けても有益であるということが可能性としてあるのではないかとされていました。これも、4番の働き方改革につながるのかもしれませんが、例えばですが、外国籍のお母さんがいらっしゃった場合には現在、一橋大学の若林先生が昨年実証実験を経て、今年度から実用に向けて動いていらっしゃると思うのですが、多言語連絡帳というようなそれは元中学校教員であった若林先生が教員の負担軽減を掲げて研究して導入していらっしゃるものなので、例えばそういうものも松本市として、学校単位だったと思うのですが導入が進められていけば教員にとっても、また家庭にとってもプラスになるのではないかと思いますので、この部分とても重要なところだと思いますのでぜひ進めていただければと思います。

学校教育課長 不勉強で申し訳ないですが、そういったものを私ども研究させていただいて導入できればと思いますので、よろしくをお願いします。

教育長 実はそのことは、先日給食をストップした際に、荒井先生から日本語だけではなくて外国由来の方にきちんと伝わるような配慮が必要ではないかというご助言をいただいていたので、佐藤委員にご相談しようと思っていました。まさにその活用というようなことも検討できればと思いました。

佐藤委員 ぜひ、お願いいたします。

小柳委員 学校における働き方改革の推進については今、話題になっていたところですが、仮に、市の単独配置が可能になった場合の学校や、あるいは今、県で配置されている方がいる学校では、先生方が具体的にどのように負担が軽減されたのかという点について、せっかくお金を投入していくわけですから、配置したことによって先生方の負担が軽減されたということが何か目に見えた形で中間ないし年度末に教えていただければありがたいと思います。

2つ目は、学力・体力向上事業の具体的な進め方のところに、学力向上で「1年目講師の研修を実施し」とあります。大変大事なことだと思いますが、1年目の講師の先生の先生に限らず、学校と連携した形で実施して行ってほしいと思いました。

最後に質問ですが、いじめ防止対策のところ、「オンラインによる不登校児童生徒の研究を進めます」とありますが、これは具体的にはどういうことなのかお聞きできればと思います。

教育監 不登校児童生徒も当然ですけれどオンラインで学びが進められるように、特に中間教室などにもICT機器の配備、それから1人1台端末が使えるようにということで進めております。それから多様な学びということでいうと、中間教室でなくてもほかのところもあるかと思いますが、学びを深められたり、あるいは今のN中というようなこともオンライン上ではありますけれど、オンライン上で学んだことが適切だというふうに判断されれば登校日数としてカウントしていくというようなことも取組みとしては進めておりますので、その辺を継続して進めていけたらと考えております。

小柳委員 文脈でいうとSSWによる云々とありますから、「また」というのはSSWによるオンラインでの不登校児童生徒の研究を進めるという文脈だと思いますので、SSWによるオンラインでは何をするのかを教えてくださいたいです。

教育監 ここはすいません、書きぶりが悪いと思いますが、SSWによるオンラインというよりは今、私が申しあげたようなことになります。

小柳委員 わかりました。

教育監 申し訳ありません。

教育長 オンラインによる不登校児童生徒の支援の研究ですね。

学校教育課長 そうですね。

教育長 先ほど情報化のところでありましたけれども、特に第6波においてはオンライン授業ということが実際進みました。その中で出てきた課題として、音声の聞こえが悪いとか画像がうまく伝わらないということで自宅から学習する子どもたちに適切なオンライン環境を提供できないという事例がありましたので、今年度予算で専用の機械を配備して支援をしていくということもありますので、こういう多様な学びを支援していきたいという、そういう意味合いだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

春原委員 学力・体力向上のところの体力ということで、松本市のスポーツ文化活動運営委員会連絡協議会を開催するということですが、中学校の部活動は学校から切り離すというそういう提案がなされていて、それについて2021年に拠点校を決めて試行されているようなのですが、2023年から全国的に実施していくということですが、その働き方改革とすぐ結びつけるということではなくて、学校の中で働き方について、先ほどの支援員の話もそうですが、いろいろ支援するというようなことも含めてシンプルに考えていったときに、本当に全体が労働荷重なのかという部分もしっかり見極めながら、単なる外部人材を投入するというだけではなくて、学校の中で工夫してもらうような模索も必要ではないかと思います。ただし、本当に荷重だという状況も当然ありますが、うまくやっているところもあると思いますので、特に運動部の部活動については、先日のスポーツ協会の会議の中で市長さんも2023年から外部でやりますとおっしゃっていました。だけど実際、どうなるのかということが目に見えてこないですね。その辺のところも含めてもう少し整理して実際に運営できるような形を取ってほしいと思います。

教育長 またそのことの現状ですとか取組みについては教育委員の皆さんにしっかり現状を把握していただく必要があると思いますので、どこかで報告をしていきたいと思います。

学校教育課についてはよろしいでしょうか。

<議案第6号> 令和4年度教育委員会各課重点目標について（学校給食課）

学校給食課長 重点目標の説明の前に、4月18日の東部学校給食センターの給食停止につ

いて報告させていただきます。すでにメール等でもお知らせしているところですが、4月15日金曜日に調理員2名のPCR検査陽性が判明しました。センターでは直ちに消毒等を実施しまして、濃厚接触者の確定と残りの職員の抗原検査を17日日曜日に実施しました。これに伴いまして、18日月曜日の給食提供停止を決定し、学校を通じて保護者に連絡をしたという経過でございます。抗原検査の結果、全員の陰性を確認し、19日火曜日からは給食を再開しました。対象校と食数でございますが、小学校11校、中学校7校、合計で7,122食、これには教職員も含まれています。給食停止の対応でございますが、主食のご飯と牛乳は業者に委託しておりますので提供しております。副食につきましては、各ご家庭から持参していただきました。副食の給食費は徴収いたしません。それから、職員につきましては、これまでも3密の回避やマスクの着用、手洗いなど徹底してきておりますが、今後も職員一人ひとりがうつらない、うつさないための意識や行動を徹底してまいりたいと思います。

佐藤委員　この件について、SNS上などで保護者から2名が陽性になったことで給食センター全体が止まるというのはほかに何か方法がなかったのかとか、そのことによって生産者への影響等について声が挙がっていたのですが、それは直接市や学校給食課に対して何か今の時点ではないでしょうか。

学校給食課長　昨日ですが、2人陽性者がただけで止めるというのは大ききではないかという声が寄せられました。それから、当日には食材を通して感染は広がらないかというご心配されるご意見でしたが、それはありませんということでお答えしました。

業者への影響ですけれども、これ以外にも学級閉鎖、学年閉鎖がありまして、あらかじめその場合の対応について話をしてあって対応していただくお願いをしてあります。ただし、対応できないような食材もありますので、そういったものは私どもで買い取りということになっています。今回は、7,000食ですので影響は大きかったと思いますが、業者からはあらかじめお知らせをしてありましたので、特別ありませんでした。

教育長　2名で止めるということについての判断は、15日の金曜日に陽性が分かった段階で私のほうで判断をさせていただきました。というのは、この給食調理をやっていくに当たって、感染の可能性のある調理員の検査結果が17日日曜



日の夕方でないといけないということがその時点でわかりましたので、結果がわかった時点で例えば複数名が感染している場合には、給食提供ができない、部分的かもしれませんができないということが想定されました。そうしますと、保護者の方にそれを前日の17日夕方の段階で次の日の副食の用意をお願いしなければいけないというリスクと15日の段階であらかじめリスクを想定して連絡をきちんと学校と保護者全員に届くようにするということを比較してあらかじめ連絡をしておくという対応を取りました。

そういったことを確か教育長通信に書いたような気がします。

佐藤委員　　私の子どもが通っている学校も対象だったので、実際、報告としてほかの方々が陰性であったということと、給食をまた1日止めただけで後は再開させますというお便りをいただきましたが、そこに何かもう少し丁寧な説明があったらこういった意見に対する回答になったのかなと思いました。もしそれまでにそういった質問、疑問が市に寄せられたのであったなら、そこにそれに対する回答があったらよかったかなと思ったので、その時点では質問などはきていなかったということですね。わかりました。

橋本委員　　私自身は初期の段階で非常にいい対応を取ったと思っています。どういう対応を取ってもSNS上ではいろいろな意見が出てくると思います。もちろん、SNSというのは重要な情報のツールですけど、100%それに振り回される必要はないと思っています。ただ、ご指摘のとおり丁寧に説明していく、このリスク管理で取った対応の情報伝達をどういう形でどういうふうに行っていくのかということ丁寧に行っていくということは重要だろうと思います。今回初期の段階で非常に慎重な対応を取ったということは評価すべきだと思います。

佐藤委員　　そうですね。もちろん、その点は、PCR検査や消毒対応に時間はかかったと思いますので、その点十分理解はできますし、適切な対応だったと思うのですけれども、報告いただいた中にもう少しいろいろ丁寧な説明が盛り込まれていたらよかったのかなというところです。

教育長　　確か、教育長通信に書いたような気はしますが、それが全ての人に伝わっているとは限りませんので、次回から改善していきたいと思います。ただ、改めて今回のことで、通常、ほかの職場で誰か陽性者や濃厚接触者が出たという場合は、そこを止めればいいのですが、本当に学校給食課の給食調理員、それか

ら職員については、より慎重な行動が求められるんだということを改めて感じました。学校給食課長からも職員にはそのことを徹底していただいたところがあります。

これもリスク管理の大事な一つだと思いますので、このことを生かしていきたいと思います。

それでは、重点目標の説明、お願いいたします。

学校給食課長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

7ページの主要野菜15品目の地産地消の割合を令和3年度末が28%と説明がありましたが、ここには25%と書かれていて、令和3年度の実績だとすれば、28%と書くべきではないですか。

学校給食課長 そうですね。28%です。

教育長 ほかいかがでしょうか。

佐藤委員 学校給食センターの再整備について今パブリックコメント中でよかったでしょうか。

学校給食課長 まだやっていません。

佐藤委員 順序として、ここに関係者への説明を行い、意見を集約するとのプロセスを経てとあるので、基本的な方針を決定する前に説明会が実施されているということですね。

学校給食課長 そうです。2月に説明させていただいて、複数あるプランについてご意見いただいた中で、大規模2センターか、中規模3センターかという方向で行きたいということで、その後市議会の経済文教委員協議会でも協議いただいていますので、そのプランを持って地元の説明と、それから東部・西部それぞれ説明会を開いてご意見をいただくという予定です。

佐藤委員 それを受けてからのということですね。

学校給食課長 はい、そうです。

佐藤委員 ありがとうございます。

橋本委員 一つだけ付け加えて、食糧自給率というか、地元の食産利用率ということで、これは今回のウクライナ問題で一番影響を受けているものがエネルギーと食糧ですよ。だから、国家安全保障上もいかに自給率を高めるのかとい

う観点が今非常に注目されていて、そういう中で自給率をなるべく高めていく方策の一つとして地産地消ということも位置づけられると思うので、職員の中でもそういう感覚をもってもらえるといいと思います。

教育長 そのことは、松本市が今、ゼロカーボンということを目指していますが、その上でも地産地消を進めるということが重要政策に入っていたと思うので、給食もこれまで以上にこ入れをしていく必要があるかと思います。それを今回の新しいセンターの中でいかに盛り込んでいくことができるかという検討を市民の皆さんと進めたいと思います。

学校給食課長 地産地消の関係では、4か月だけですけど、松本産、松本平産のキュウリが採れる6、7、8、9月に地産地消を推進するという意味で今までの流通とは別にやろうと思っていますし、ほかにもできるところからやっていきたいと思っています。

教育長 それでは学校給食課については、よろしいでしょうか。

2時間経ちましたので、一旦休憩しますか。

学校教育課長 すみません、先ほどのご質問の件ですが、スキー教室はすべての学校で予定しています。

教育長 どこで実施しているかわかりますか。

学校教育課長 そこまでは、すみません。

教育長 わかりました。

それでは、15分まで休憩ということで、お願いいたします。

(休憩)

教育長 それでは、時間になりましたので再開します。

<議案第6号> 令和4年度教育委員会各課重点目標について（生涯学習課・中央公民館）

生涯学習課長 説明

教育長 それではご意見、ご質問お願いいたします。

小柳委員 資料から、若者の居場所づくりということが生涯学習課で取り組む地域づくりの実践だと思いますが、地域づくりに向けて地区公民館を総合的な地域づく

りの拠点と位置づけるとすると、地域づくりセンターとの関わりとか違いとかはどのように理解したらいいでしょうか。

生涯学習課長 公民館は学習機能がございまして、講座とかあるいはその学習の中で地域づくりを考えていくということが、公民館の強みとして思っておりますので、そういった地域づくりの関わり方としたいと思っております。

橋本委員 その点で、行政サイドはどちらかというとトップダウンで下りてきますよね。公民館の持っている役割で非常に重要なことは、ボトムアップというプロセスが非常に重要で、そういう意味で地域づくりを行政サイドがいろいろ考えておやりになろうということに対して、公民館の持っているボトムアップの機能をぜひとも力強く発揮していただきたいと思えます。

生涯学習課長 はい、そうですね。橋本委員さんのおっしゃるとおりで、公民館は地域に根づいたもので講座の強みがありますので、そういった学習機能を生かして、ぜひ地域づくりのまちとして一つのツールや下支えといったものをつくっていきたいと思っております。

教育長 ほかにはいかがですか。

佐藤委員 (3)の若者の居場所づくりと社会参画事業の中で、ひきこもりの若者も気軽に参加するとありますが、かなりハードルが高いとか難しいことではないかと思っております。非常に重要な視点だと思うのですが、なかなか公民館サイドだけではなくて地域で活動していらっしゃるNPOや市民団体の皆さんとの連携も含めて、実効性のある形でぜひこれを実現していただけたらなと思えます。

生涯学習課長 ご意見として承っておきます。こちら集まりやすいカフェにしたりとか、スポーツを中心に企画したりとか、そういったコーディネーターの役割を担っていただく方にもご協力いただいて、しやすい場所づくりということを考えていきたいと思えます。

教育長 ほかにはよろしいですか。

それでは、生涯学習課は以上とします。

<議案第6号> 令和4年度教育委員会各課重点目標について(中央図書館)

中央図書館長 説明

教育長            ありがとうございました。

                  それではご質問、ご意見をお願いします。

小柳委員            事業概要の3行目に、「地域が抱える様々な課題の解決や」とありますが、課題の解決のための資料・情報の収集、そして暮らしに役立つ資料・情報の収集に努めるのか、様々な課題の解決と暮らしに役立つ資料・情報収集に努めるのか、何と何が「や」でつながっているのでしょうか。また、図書館が地域に与える様々な課題の解決とは具体的に何なのですか。

中央図書館長      これからの図書館は、図書館だけにとどまっているだけではいけなくて、司書がどんどん地域に出向いて、その地域の課題解決に参加していくところを目指していくところでございます。

小柳委員            解決や収集で、解決の中身は、司書が地域に出向いていくということですね。

中央図書館長      そうですね。

小柳委員            わかりました。

橋本委員            すごくプリミティブな質問ですけど、毎月、ホームページに掲載される新規購入図書は、どういうプロセスで決まっているのですか。

中央図書館長      各分館の司書が集まって毎月選書会議というものをやっております、それぞれの司書がこんな本がいいのではないかというものを持ち合いまして検討をしております。

橋本委員            図書館の中での司書の会議で決まるということですか。私の印象だと、最近の傾向として、漫画が多いなということと、もう一つは、韓国語の書籍が多いように思います。在日外国人だとか韓国ご出身の方が多いのでそういう要望があったということなのか、どんな本なのかなと思って見ても中身が全然書いてないので質問をしました。ここにいろいろな重点項目が書かれているけれど、図書館の一番の活動の基本はどういう図書を予算に基づいて蔵書にしていこうかということだと思いますのでどうでしょうか。

中央図書館長      韓国系の本は私が勉強不足で申し訳ないのですが、漫画の本は若い世代からの要望もありまして、以前は漫画は入れていませんでしたが、少しずつその辺も選書会議でこの辺までは許されるとかはありますけれども、できるだけ漫画も増やしていきたいというところで、今多いのかもしれないです。

橋本委員            漫画というものをどういうふうに捉えるかということは、議論にならないで

すか。

中央図書館長 いつも選書会議では議論的になっている内容ではございます。

橋本委員 悪いとは思わないけれど、どのぐらいの比率にするのかというところ  
は、きちんとしたバランスと考え方を持っておかないといけないと思います。  
当然、何でもできる訳ではないので、人気に左右されて閲覧率を増やすために  
という形になると、本来の公的な図書館としての役割と機能とは違うのかなど  
いう感じもするし、そこにきちんとした基準軸をもって図書館としてこういう  
ような本を集めて、こういうふうに市民に対して提供していくんだという軸足  
がしっかりしている必要があると思うので、そういうことに答えられるような  
方針をつくっていただきたいと思います。

中央図書館長 わかりました。

教育長 選書の基準があると思うので、それをまた委員の皆さんにもご提示いただい  
たらどうでしょうか。

中央図書館長 はい、わかりました。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。

小柳委員 (3)の電子図書館の導入やICTの利活用については、(1)の図書館未  
来プランのとても大事な部分になると思いますが、そのように理解していいで  
しょうか。

中央図書館長 はい。未来プランにももちろん入っております。

小柳委員 わかりました。

春原委員 ここのところ、中央図書館に何回か通わせていただいているんですが、コロ  
ナ禍で学生とか小さい子どもたちが来館している様子としてデータ的にはどう  
ですか。

中央図書館長 コロナとかは関係なく中高生はがくんと落ちる時期ではあります。子どもに  
関しては親と一緒に来たりしているので大きな影響はないかと思えます。

春原委員 施設として今、席を減らしたりしていますよね。これからの見通しはどうで  
すか。

中央図書館長 上の学習室は閉じています。ただ、新聞の閲覧席につきましては、まん延防  
止のときには椅子を取り外してしまいましたけれども、今は椅子に座って閲覧  
していただけるようになっております。

教育長 図書館についてはよろしいですか。ありがとうございました。

<議案第6号> 令和4年度教育委員会各課重点目標について（文化財課）

文化財課長／城郭整備担当課長 説明

教育長 それでは、ご質問、ご意見お願いいたします。

小柳委員 博物館の旧開智学校と旧制松本高校も文化財ですけど、それらが別の課の管理になっていることについては、何か約束があるのでしょうか。なぜ文化財なのにそれぞれ分かれているのかという質問です。

文化財課長 ご説明いたします。

文化財の維持管理等につきましては、市が持っているもの、個人が収蔵しているものそれに関わらず所有者が行うということが原則でございます。一部、国の史跡のように保存管理団体を定めているものにつきましては、保存管理団体が所有者に代わって行うことができるという前提の基に、市の所有している文化財施設につきましては、基本的に所管課が対応するという形が、今まで行ってきた形でございます。したがって、博物館が所管施設であります旧開智学校につきましては博物館が、旧松本高等学校につきましては所管している生涯学習課あがたの森文化会館がという形でそれぞれ必要な事業を進めてございます。文化財課におきましては、橋倉家住宅などがございます。

教育長 松本城は、松本城管理課ですね。

また、博物館の見直しで改めてご相談をしたいと思いますけれども、今、課題になっているのが、そういう博物館だとか文化交流施設として使っている文化財を、その施設の目的に沿った活用ということももちろん大事ですけれども、建物の価値を損なわないように文化庁と連携をしながらきちんと維持管理をしていく、活用していくということも重要なことになっています。例えば、生涯学習課に配属された全く文化財に知識のない職員が文化庁とやり取りをして、補助金を取り込んで耐震工事などをやっていくということは、なかなかハードルが高いわけですね。ですので、これだけ松本のように建造物の文化資産が多いところでは、専門の職員をきちんと養成して、文化財建造物をきちんと管理しつつ、それぞれの所管の中で保存活用を図っていくということの見直しが必要ではないかということで、今年度そういった見直し検討をすることになっ

ています。小柳委員のご質問は一般の人が抱く本当に率直な疑問かと思えます。  
ほかにはよろしいですか。

佐藤委員　ここに挙げられている項目ではないのですけれども、強いて言えば、1番の文化財の魅力を市民に周知し理解を深めるところにつながるのかもしれないですが、現在、松本市内の小学校6年生に対して、フルカラーのかなり立派な松本城の副読本が配付されていると思いますけど、なかなかそれが十分に活用されていないというような現状が見受けられます。せっかくあれだけ力を入れられて、装丁も含めて立派な副読本が作られているので、あの活用が進んでいくことを願っています。ぜひそういった働きかけをお願いしたいと思います。

文化財課長　わかりました。活用できるように頑張っていきたいと思えます。

教育長　ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

大事業が続きますけれども、よろしく願います。

<議案第6号> 令和4年度教育委員会各課重点目標について（博物館）

教育長　続いて博物館からということですが、百瀬課長は初めてですのでご挨拶願います。

基幹博物館建設担当課長　4月から基幹博物館担当課長であります百瀬功三です。よろしく願います。

博物館長／基幹博物館建設担当課長　説明

教育長　一つ前の文化財課のところで（4）のアの（イ）文化財建造物系の施設に建築士を配置する仕組みづくりを検討しますというところについて、小柳委員から同じ文化財なのに、いろいろなとこに分かれているということは大丈夫なのでしょうかという関連のご質問があったので、そのところを補足説明していただけますか。

博物館長　博物館では、重要文化財の馬場家住宅、裁判所、あと県宝の施設ですとか、市の指定、国の登録有形文化財、国宝旧開智学校校舎とたくさん博物館の文化施設として管理運営をさせていただいています。旧開智学校の校舎の場合は、いわゆる文化財の校舎を教育博物館として使っていて、これは、あがたの森文化会館が旧松本高校の校舎を文化会館として活用していることと同じですが、



そういう施設として活用しているところは現課でもつのですが、文化財の価値という専門的なところを集中的に専門のところが見ながら工事をしていくとかしていったほうが効率的ではないかというところでここでは考えていきたいということです。ですので、イの（オ）のところに関係課とあるところは文化財課と生涯学習課を現在は想定しております。

橋本委員 教育振興基本計画の策定の過程で、まるごと博物館についての議論が出てきて、私も松本に初めて来たときになかなか面白い言葉だなと思っていました。ここ数年は、基幹博物館建設にウエイトが集中してきたわけですけど、当然ほかの博物館も含めて松本まるごと博物館を基幹博物館の竣工とともに、もう一度どういうふうにも再構築して周辺の博物館も活性化を図るのかという施策があってもいいのかなと思うのですが、その辺についてのご見解を伺えますか。

博物館長 ありがとうございます。

一昨年までまるごと博物館構想の実現ということを中心目標の中に掲げてずっと活動してまいりました。もちろん、それについては今もしているわけですし、ソフト面で言えば毎年やっている市民学芸員の養成講座はそれに当たるのと思いますが、まず、松本まるごと博物館というこの構想自体は、博物館施設を対象としているものではなくて、松本市の市域にあるいろいろなものが博物館でいえば資料と同じぐらい松本の重要なものですよ、だからそういうものを学習教材として市域全体で学びの活動をしていきたいと思いますということがまるごと博物館構想の理念ということでもあります。そういうものを職員だけでやっていくと力が限られるので、そういうところで多くの人と、地域の皆さんと一緒にやっていきたいと思いますということで市民学芸員養成ということに取り組んでいます。その中で市民学芸員の皆さんがそれぞれ興味を持ったことについておわかりにならないようなこと、聞きたいというようなことがあったら指導できるように博物館の学芸員ないし職員のレベルアップをしていかなければいけないということで、今はその部分に力を注いで、新しい博物館ができて、市民の期待に沿うように、応えられるようにということで進めておりますので、決してないがしろにしているわけではなくて、当たり前活動だという意識の中に落とし込んでいるつもりでございます。

教育長 エールを送っていただいたということではないでしょうか。

橋本委員 　だから、新しい博物館のオープンは、非常にいいタイミングなので、このタイミングを捉えて、インパクトのあるアピール、施策を構築されるということは重要なことだと思います。頑張ってくださいと思います。

博物館長 　ありがとうございます。1階活用ということで市民の皆さんの代表の方からご意見もいただいているので、そのことを実現できるように、また、委員の期待に応えられるように頑張っています。

教育長 　今まさに木下館長が説明をされたまると博物館構想は、単に建物の分館の分館網ではないんだということが、何となく市民の皆さんの意識の中にも職員の意識の中にもずれがあると思います。でも、木下館長が言ったように、松本市の中の、例えばいろいろな指定されていない文化財だとか、地域の人が大事に思っている文化的な資産、それとか景観だとか行事だとかそういうものも含めて松本の資産なんだということですよね。

博物館長 　はい。

教育長 　そういうことでいくと、この文化財課のところに書いてある、14ページの事務事業の概要の1行目に出てくる、松本市文化財保存活用地域計画という国の認定を受けた、まさにそのことを体現している計画があるわけなので、文化財課と連携をして、これだけの宝があるんだということを、基幹博のオープンに合わせてアピールをするなら、そういうこともホームページですとか基幹博の中にそういう仕掛けをつくっていただきたいと思います。

博物館長 　ありがとうございます。今、職員も含めて市民の皆さんの理解がなかなか説明したところに行きつかない理由の一つとして、博物館の分館とまると博物館の資源の一つである文化財が同じ分館という位置づけで整理をされているところがわかりにくいところなのかなと思っています。その辺も建造物の分館と博物館を整理したいという考えの一つであります。ですので、博物館の活動をするということがメインなのか、松本市の資源というものを表に出してより知っていただいて、それを活用していくということがメインなのかというところが少し今の博物館の組織だとはっきりしなくなっているかなとも思うので、4番のところできちんと整理ができればと思っています。

橋本委員 　私の記憶間違いでなければ、長野県は県レベルで博物館の数が官民合わせて全国1位ではなかったですか。それがすごく頭の片隅にあって、その県レベル

で全国1位の博物館の数ということと、まるごと博物館が重なり合っていたんですけど、今説明を聞いて、それだけではないということが非常によく理解できました。一方で、県レベルでは博物館の数が全国1位だという自負があると思うので、そこは峻別する必要はないだろうけど、オーバーラップしながらうまく意図していることを伝える必要があるように思います。

博物館長 全国1位という数字の中では、私ども分館を含めて16の施設で活動しています。博物館王国、博物館1位だという統計上の数字ということも一つあるのかもしれませんが、それが本当に博物館として活動しているのか、一個ずつとってみたらそうではないのではないかと思われることもあるので、そこはきちん整理をしていくべきかと思っています。

春原委員 旧開智学校の校舎保存ということと関連して、里山辺にある旧山辺学校は、県宝でしたよね。どういう重みというか扱いですか。

博物館長 県宝は、国でいえば重要文化財という有形文化財として指定に足るもので長野県の場合は県宝という言い方をしております。国宝は重要文化財の中で特に重要なものを言いますが、県のということです。どこがどうかというと、旧開智学校はやはりパイオニアという部分がありますし、地域性や田舎の大工さんがその時期にというようなことがあります。実は山辺学校はこの旧開智学校の建設のときに参画していた大工さんが山辺に来て造ったという学校です。

春原委員 あれは大事にされているわけですね。

博物館長 大事にしています。造りはお金がかつたられば旧開智のように漆喰で全部くるんで、耐火構造みたいになるんですけど、そうではなくて、普通の柱も外に出て質素になったというものです。

春原委員 子どもたちの勉強の場にはとてもいいですね。

博物館長 本当に構造自体は当時の中廊下の両側教室というような造りで、そういうところは本当によく似ているし、それが学校建築の中でお金をかけずに明るいところ、廊下は北側というようなことになっていく、そういう過程をいうのに、松本、長野県は、学校建築が一番たくさん残っているので、旧開智が国宝になったことを長野県中でその他の文化財も見ながら学校建築の変遷ということをやっていく、そういうことで所有をしているほかの自治体さんとも連携をしていくというようなことはしていかなければいけないなと思います。

佐藤委員 先ほど教育長のお話の中でも、そのまると博物館は行事等も含んで資源というお話があったんですが、木下館長が「あなたと博物館」などで研究されているような行事に関する知見などまとめられたものをぜひ、例えば文化財課が発信をしているようなSNSだとかYouTube等を活用しながら発信をしていただけたらなと思っています。

人口定常化の議論の中でも子どもたちへの伝統行事の継承というところが地域づくりの一環として毎回上がってくる議論なので、その行事に関することがどんどん地域によっては薄れていく中で、ぜひ発信をしていただけたらなと思っています。

博物館長 ありがとうございます。今も発信力が弱くていけないんですけど、まると博物館は独自のホームページを持ってまして、そういうところでPDFの形式で見られるようにはなっていますけれども、もっと専門的ではない、入り口だけでわかりやすいような情報も合わせて発信をしていくように、博物館法も改正になりまして電子的媒体でそういうものを発信していきなさいよというようなこともありますので、それについては、また進めていければと思います。

教育長 それでは博物館はよろしいでしょうか。

それでは、議案ということですが、先ほどご指摘があった点を修正をしていただいで決定ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

#### <議案第7号> 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインの改訂について

教育監 説明

教育長 ご質問、ご意見よろしいでしょうか。

ご意見いただきたいということですが、以前ご相談をしたかと思うのですが、松本の場合は、例えばクラスで一人でも陽性者と判断された場合、まず学級閉鎖を行っています。ただ、長野市では、新聞報道がされていましたが、複数確認された場合に学級閉鎖にしていますので、松本市よりも少し緩和された形で運営をしているという状況です。こうしたことも含めて、松本市では、先ほど説明にもありましたけれども、入り口のところでは少し厳しめにブレーキをかけ、そして学校に出てきている子どもたちについてはまん延防止等にならない

限りは、学校ごとに工夫をしてできる限り活動していく。もちろん基本的な感染対策には配慮した上ですけれども、できることは増やしていこうという方針で行っています。

迷いとしては、先ほど牧野主任指導主事からも報告がありましたが、中学生については陽性者の割合が少なくなっているのので、例えば中学校では複数確認された場合に緩和するということが可能かどうかというようなことの議論が必要になってくるかと思います。ただ、この局面において、恐らく、ゴールデンウィーク明けは、この4月の初めと同じような状況になることが想定され、今はそれを変わる時期ではないと私としては思っていますので、一旦このガイドラインはこれでお認めいただいて、次の定例教育委員会が5月18日にありますけれども、ゴールデンウィークが明けてその時点でのような状況であるかによって、改めて次回もう一度見直すということも視野に入れていってはどうかと思っています。それも含めてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

橋本委員 私の記憶が間違いでなければ、3月に聞いた説明では、学校が休みになると感染者が増えて、学校が始まると感染者が減っていて、むしろ学校以外のところで感染が広がっているということだったと思います。でも、今日いただいた資料を見ると、学校が始まってからのほうが増えていて、もちろん世の中全体の動きということもあるのでしょうけど、前の仮説は学校の外で広がっているので、学校が休みになるとどこか出かけたなり何かして感染してしまうというような話だったと思いますが、今回の説明は違いますよね。

主任指導主事 休業中は学校に影響がないために報告いただいている方がおられます。実際、これに、まだそこまでデータを収集できていないですけども、松本市の感染者数をみると、このまさに春休み中、ものすごい人数が出ているのですが、学校には全然報告がないです。学校が始まって、学校がこのような状況になって、学校が始まったので、今、ようやく下がってきています。

橋本委員 なるほど。

教育長 だから4月になった途端、大幅に増加していますよね。

橋本委員 はい。

教育長 恐らく、その前に実際には山がもっとあったと思われます。

橋本委員 それは説明受けないとわからないですね。

教育長 そうですね。

主任指導主事 恐らく、このゴールデンウィーク中も学校が休みになっているので、報告は上がってこないんだろうと思います。

橋本委員 それは保健所からもえないのですか。

主任指導主事 個人情報なので、基本的にこれは強制ではなく善意で報告いただいでいて、結局学校が始まると熱があるのに来たら何でということになりますので、報告いただいた数だけでやっているのですが、少なくともその報告は学校が始まったことによってこのように減ってきている状況です。

教育長 先日、保健所とオンラインで懇談をしましたが、先ほどの感染者が1人でもいれば学級閉鎖にするかどうかということについては、当面はその方針で保健所としてはやってほしいということでした。これを長野市の方式にすると、恐らく無症状ということで余計に広がって、松本市も4月以降3件ほどありましたけれども、学校での集団感染がもう少し広がってしまう可能性が否定できないということで、保健所長からは当面は今の方針でということでした。ただ、子どもたちの活動を社会経済活動と合わないような形で制限してしまうということはあまり望ましくないで、このような方式を取っているということになります。

橋本委員 それは私も賛成です。慎重にやったほうがいいと思います。

教育長 ただ国の方針は長野と同じですよ。

主任指導主事 はい。国は、クラスターが起きたら止めろというような感じではあります。

橋本委員 何かどちらかという社会経済活動にアクセルを踏もうとしていますよね。だけど保健所長の話ではないけど、また時期的にもおっしゃるとおり、ゴールデンウィーク後絶対増えそうですね。

教育長 そうですね。

1点、希望を持てるとすれば、3回目の接種が、若年層にももう少し広がってくれば保護者世代の方の家庭内感染が収まって、子どもへの感染というものが少し減ってくるかもしれないというところかと思います。

橋本委員 だからそのためには、中学生は小学生よりも早くワクチン接種やって、接種率は当初想定時50%ぐらいでしたよね。

教育長           そうですね。

橋本委員       それがどれぐらいまで上がってきているのか科学的データとかがあって判断するならわかりますけど、データを集めてもらわないとリスクが大き過ぎますよね。

教育長           佐藤委員、保護者としていかがでしょうか。

佐藤委員       そうですね、この数字は報告が上がってないということはよくわかりましたが、それでもこういった高止まりというか、まだ完全に下がり切っていない中ではきっとご高齢の方がいらっしゃるご家庭もあると思いますし、今の方針を維持することに賛成です。

教育長           小柳委員はよろしいですか。

春原委員       賛成です。

教育長           春原委員もよろしいですか。

春原委員       はい。

教育長           それでは、こちらの議案第7号はこれまで暫定版としていましたけれども、お認めいただいて、学校に早速周知をし、ホームページでも周知をしたいと思います。また、連休明けには改めて様子を見てご相談していきたいと思います。

小柳委員       日々お送りいただいている状況調査ありがとうございます。その中で赤字で計画休業となっていた計画休業は当初からの計画ですか。新たに感染に関わったの計画休業ではないですよ。

教育長           はい。

小柳委員       わかりました。

橋本委員       それに関して、毎日メールをお送りいただいていますけど、報告をいただいて、今何か行動を取るとか判断をするという状況にないので、ほかのことに少しでも時間と労力を割けるように、私どもへの送信を例えば1週間に1回にするとか簡略化しませんかという提案ですけど、ほかの方のご意見聞いてくださいますか。

佐藤委員       賛成です。

春原委員       本当にそう思います。

教育長           ありがとうございます。それでは、当面1週間に1回ということで、集団感染等が起きたときには随時メールでお知らせするというようにさせていただきます。

たいと思います。ありがとうございます。

では、第7号は承認ということでお願いします。

<議案第8号> 松本市登録文化財の登録に係る諮問について

文化財課長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

小柳委員 市の文化財審議委員会への諮問を発案する人は誰ですか。

文化財課長 諮問を諮ろうとするのは私ども文化財課でございます。ただ、その諮問に足る内容かどうかということはこの物件を調査される専門の調査員に内容を確認した上で文化財審議委員会において諮問要件を満たせるかどうかというところの審議をしていただきます。

小柳委員 質問の意図は、文化財がまちづくりや町並み保存というプランの一環だと考えたのでお聞きしましたが、そこまで考えなくてもいいのですか。

文化財課長 現在のまちづくり計画とこの登録文化財は、必ずしもリンクはしておりません。あくまでもこの所有者との間でということになります。ただ、この登録というところに町並みを歴史的景観の形成に寄与しているというところでありますので、当然、その文化財単体ということではなくて、文化財を取り巻く景観、そのもの全体を見て、寄与する、まちづくりにも文化財登録で弾みをつけていくという存在であるという考え方でございます。

教育長 それではこちらについてはよろしいでしょうか。承認とします。

<議案第9号> 史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止について

文化財課長 説明

教育長 これについてはよろしいですね。それではこちらについては承認いたします。

<報告第2号> 松本市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

教育政策課長 説明

教育長 これも人事案件ということになりますけれども、ご質問、ご意見お願いいたします。

よろしいでしょうか。



橋本委員 女性の該当者はいなかったですか。  
教育政策課長 次回は、その点にも留意して検討したいと思います。  
教育長 それでは報告を受けたこととしたいと思います。  
 今のご意見があったことを記録しておいてください。

<報告第3号> 令和4年度の学級編制等について

教育監 報告第3号「令和4年度の学級編制等について」説明  
教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。  
佐藤委員 中学校において生徒数8減だけれども、学級数のところで特支が1増という  
のは、純粋に特支が1学級増えたということですか。  
教育監 そういうことです。  
佐藤委員 はい、ありがとうございます。  
教育長 よろしいですか。それでは報告第3号は報告を受けたことといたします。

<報告第4号> 不登校児童生徒の状況について

教育監 説明  
教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。  
 若干増えている傾向はあるということですが、  
小柳委員 松原地区公民館を活用して「ほっとスペース」を開設しているということ  
すけれども、市の南部に中間教室を今後設置するとして、この松原地区につ  
くという想定ですか。それとも別の場所というビジョンがあるのですか。  
教育監 現在のところは今この松原地区公民館を利用させていただいていますが、今  
後に向けては、別の施設も候補に入れながらどこに設置できるかということの  
研究を進めてまいりたいと考えています。  
小柳委員 研究をスタートしたということですね。  
教育監 そうですね。いくつか施設も学校教育課内で共有しながら考え始めていると  
ころでございますが、まだここというところがあるわけではない状況です。  
教育長 今ある3つの中間教室が東西に長い形で点在しているものですから、中間教  
室の指導員の皆さんにお聞きすると、共通して聞かれるのが、南部から中間教  
室に行きたいけど通えない子が多い。保護者の方が送ってくださる場合はいい

ですけど、そうではない場合は通えないというお子さんが現実的にはいるので、南部への設置は必須かなと思っています。今も不登校支援アドバイザーの横林先生が本当にやむにやまれぬ、支援をしなければいけないお子さんたちがいたということで、この地域で始めてくださったという経過があります。本来の不登校支援アドバイザーの業務を超えたところまで横林先生がやってくださっていることなので、これは形にしていかななくてはいけないと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。この不登校問題については、先ほどの学校教育課の課題にもありましたが、皆さんにも相談しながら多様な支援ということで拡充をしていきたいと思っています。

それでは、第4号については以上とします。

<報告第5号> 令和3年度下半期のいじめ・体罰等の実態調査の結果について

教育監 説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

小柳委員 継続となっていてまだ解決していない事案の中で複雑な事案はありますか。

教育監 今のところ、私が聞いておるところではそういった事案はありません。

小柳委員 ニュースで長野市の事案を目にしたので、質問させていただきました。

佐藤委員 調査方法についてですけれども、この調査方法は児童生徒一人ひとりへのアンケートや聞き取りによるとあるのですが、(3)のいじめの現在の状況というこれは学校側からの回答ということでいいでしょうか。

教育監 はい、そうです。

佐藤委員 そこにずれがなければいいなというところが気になります。子どもたちはまだ解決しているとは思っていないけれども、学校側の回答として解決、もしくは解決に向かっているという回答があり得るのかなと危惧します。

教育監 そこはですね、大分変わってはきておまして、積極的に認知をなさいということで、ここ数年その傾向であります。ですので、逆にゼロ件と報告が上がってくる学校には本当にそれがゼロ件でいいかどうかということの確認をしてくださいということもお伝えしているところです。

教育長 解決しないものは次の定期的に行っている調査の中で、それがまだ上がってくるということになるので、恐らく先生は自分では解決したと思ったけどこれ

は違ったんだということで働きかけは丁寧にしてくださっていると思います。

春原委員 これには、ハラスメントとか体罰というようなことは入らないですね。

教育監 入らないです。

教育長 小学校の3年生、4年生、5年生の、特に3年と5年は30件を超えているという点が気になるころではあります。

教育監 傾向とすると3年、5年でクラス替えをするということもありまして、新しい仲間との関係づくりがうまくいかないというようなことは予想されます。

教育長 わかりました。これは引き続き丁寧に子どもたちの状況を見ていくということとでよろしく願いいたします。

#### <報告第6号> 学校給食費の減額対応の変更について

学校給食課長 説明

教育長 確認ですが、令和2年度、3年度までの保護者から欠席の連絡を受けた4日後から起算する数字は、減額も4日後からで6日というのは関係ないですね。

学校給食課長 はい。6日間連続して欠食する場合は対象になるという考え方です。

教育長 例えば、10日間欠席をしますので給食を止めてくださいということになったときに、以前はその連絡を受けた日から4日後から減額でした。だからその前の3日間は、給食費をいただいていたということですね。

学校給食課長 そうです、徴収していました。

教育長 それが、今度からは連絡を受けた日の分から減額しますということですね。

学校給食課長 はい。

橋本委員 これについては、私は単純にいいことだとは思わないです。保護者からすると減額されることはありがたいことですが、最近のニュースによると、食材費が高騰していて給食費の値上げという事例が出てきていますよね。この手の案件がずっと積み重なっていくと、値上げ圧力にもなるということにもなると思います。もう一方で、令和3年度までやっていた4日後という対応は、私の理解ではどちらかというと裕福な家庭ほどオンライン授業を選択して学校に出てこない傾向が総じて見られたのではないかと思うのですが、それを令和4年度からこのように変更するきっかけは何ですか。

学校給食課長 実際、オンライン授業の選択のときには、2段階ありました。最初は199

名の児童生徒が選択されていました。その後は62名でしたけれども、条項にありますあらかじめというところのいつからということの解釈が我々としては食材が止まる前という解釈でやっていました。それが3日間として4日目から原則6日という判断で対応していたのですが、そここのところの問合せ等も多かったり、事務的にも複雑であったり、オンラインを選択する方がこのことによってそんなに多くなかったということもありました。保護者の方からすると連続6日が、その3日間を含めると連続6日になるのかというようなご意見もありました。今、想定しているのは、ほぼ全校の休業というのはいずれもありませんが、学級閉鎖と学年閉鎖が当然あって、大体3日か4日ぐらいでそれが解除されています。そうするとその前後に休まれていた場合、例えば学級閉鎖が3日、その後、3日間休みましたという、学級閉鎖を含めると連続6日になるというようなケースが出てきて、実際そういう問合せもありまして、食材を止められる止められないに関わらず減額していくということです。

小柳委員 何が可能になったことで、連絡を受けた日から減額ができるようになったのですか。

橋本委員 赤字になるだけですよね。

小柳委員 赤字を覚悟して決めたわけですね。

学校給食課長 そうです。

小柳委員 もう少し前からやってもよかったかなと思ったのですが、これまでやらなかったのには理由があったと思うのですが。

学校給食課長 はい、そこは先ほど公会計という話をしましたが、その前の私会計では集めた給食費は全部賄い材料の購入に充当していて、かなりシビアにやっていたところになります。給食費イコール食材費というところはかなり厳しかった部分ではあるのですが、公会計は市が管理することになるものですから、見込みで歳入予算を立てて、歳出予算も同額を見込んでいますけれども、この範囲の中であれば途中で補正予算を組まない限り支出ができるということです。

橋本委員 公会計ということは税金ですから、公会計だからいいという話ではないですよ。普通、公会計であるからこそ税金を充当するわけだから、逆に言えば赤字を出さないということですよね。そこに税金を投入する場合は、やむを得ない事情で公平にということが原則ですよ。

何を言いたいかという、小麦粉や油が値上がりしていて、年度当初から値上げしている給食が結構あるわけで、当然そういう影響は、松本市の給食費にもかかってきているはず。そういう中で公会計に移ったからといって、ここで減額対応もすると、結局は給食費の値上げというところにかかってくることになりませんか。

教育長

このことについては、確かに今回第6波の中でコロナ不安によるオンライン授業の選択ということが定着をしてきたということも今回の改定のきっかけの一つだと思います。そして、確かに橋本委員がおっしゃるとおり、これは単純に考えればトータルで見たとき歳入・歳出は赤字になっていく可能性が考えられることだと思います。ただ、今この給食費については、例えばこのコロナ禍で学級閉鎖だとか先ほどのような自主的にコロナ不安で休まれる方が多い自治体などでは、思い切って3月、給食費は全額市で持ちますという施策を打ったところもあります。それから子育て家庭の負担軽減のために先ほど人口定常化という施策がありましたけれども、あえて給食費を減額して子育て世帯の負担を少なくするというそういう施策を打っているところもあります。もう一つ、今の小麦と油という点では、国の地方創生交付金の中にメニューがありまして、その地方創生交付金を使って給食費の値上げを押しやる施策をしてくださということで国から通知も来ていることもありますので、そういう全体的な傾向を見た中で、例えばこれからは、恐らく自主的にオンライン授業を選んでいくというようなことが出てくる中で、できる限り保護者の方の負担を納得できる形でこのように減額を行っていくという、そういう見直しだと私は理解をしています。

そしてこれは財政課にも相談をして、お金は市長部局で出してもらわないとできないことですので、政策的な判断ということになるかと思います。

佐藤委員、保護者の立場としてどうでしょうか。

佐藤委員

これはあくまで報告ということですよ。決定して報告ということだと思うのですが、わかりやすいことはわかりやすいですね。ただその地方創生交付金は今回食材の購入に対して充当できるということなのですが、恐らく、このままいろいろな食材費とか人件費も含めてですが上がり続ける中で、どこかの時点でそれを吸収できないということは出てくるのではないかと思います。何

日間かというところとはずれますけれども、そういうところはどうなのでしょう。多分同じニュースを見たのだと思いますが、今現場の栄養士さんたちが非常に苦勞をしている姿が全国ニュースなどで流れていて、そういうところは現在松本市では現状として、まだそういう姿はないというところでしょうか。

学校給食課長 栄養士さんが献立を立てたり、食材を発注するときに、油の値段が上がっていたり、小麦も上がってきているので、そういった中でほかのところで影響がでていることは確かにあります。給食費の値上げという課題も内部では認識しています。

佐藤委員 値上げも今、検討というか意見としてあるということですか。

学校給食課長 このままではいけないということはあります。

橋本委員 どこまで頑張れるかという検証は当然していますよね。

教育長 決められた予算の中で値上がりしていけば、当然量が減るとか本当はジャムを1個つけられるところがつけられないとか、長期的に見ると影響してくるということもありますよね。

学校給食課長 そうですね、栄養士が栄養価を落とさない食材を使って、しかも安くというようなことで、もも肉を胸肉にというような工夫をしています。

橋本委員 だから、その赤字の部分がそれに上乗せされて、栄養士さんが献立作るときに影響として加わるということを書いたかったわけです。

教育長 そういうことにつながらないように。

橋本委員 つながらないことなんて無理ですよ。

教育長 つながらないよというのは、与えられた中で質を落としていくとか、栄養価を下げるようなことにならないようにやっていかななくてはいけないので、当然、それは質を落とさないということは歳出が増えるということですので。

橋本委員 そうです。赤字が増えるということですよ。

教育長 トータルで見たときにですよ。

橋本委員 その赤字を解消するために、この先給食費が上げるといった時に値上げ幅が大きくなるわけです。それをどの段階でやるのがいいかということですね。

教育長 値上げに反映させるか、それとも先ほど申しましたように施策として子育て支援策の一環として、給食を無償化してほしいという要望が議会要望で出ていますけれども、今までのようにかかったものは全て給食費に反映していた私会

計とは違う仕組みでできるので、そこは政策として一定程度市が公費で負担をして、無償化はなかなか財源がないので難しいですけど、一部を市で負担して子どもたちの栄養を確保していくということは、施策としてありだと思っていますし、検討していくべきだと思っています。今回このことがきっかけにその議論はしていくべきだと思っています。

次長何かありましたら。

教育次長 橋本委員おっしゃることはよくわかります。確かに、今まで欠食の連絡があった4日後からだったものをその日からということで、どうしても結果としては赤字につながるということはあります。また、今こういうオンラインになるといった中で保護者からは問合せもあるということで、今まで基準としてはわかりにくかった部分は一つあろうかと思しますので、そういう中で連絡した日からですよとした場合、保護者の方にとっても理解しやすい形かなということがあると思います。ですので、まずはこの形で対応させていただいて、給食の質を落とさないという部分と今後の給食に係る施策という部分で検討していかなければいけないので、この部分は今後課題ということで進めさせていただければと考えています。

教育長 確か、2月の市議会で給食費の無償化というご提案があって、答弁について庁議の中で検討して、無償化自体は難しいけれども、一定程度市が負担をしていくというようなこと、子育て支援策のトータルでバランスよく考えていくべきというような答弁をしたかと思います。ですので、先ほど私が述べた考えは、そこに基づいているということになりますので、しっかりそのところは財政ですとか政策担当部局と話をし、必要であれば実施計画の中できちんとやっていくということだと思います。

橋本委員 条件をつけたらどうですか。お金は要りませんということだけど、当然食材は余ってしまうので、その食材をどうするのかということです。例えば、児童センターとか福祉施設にきちんと公平な形で、SDGsの観点からも食材を無駄にしないようなシステムを構築してもらいたいと思います。それは結果的には市が負担したという形になると思いますけど、これで市が払うからということで食材が捨てられるとか無駄になるとかということになると本末転倒だと思いますので、そのところをきちんと考案していただきたいと思います。

学校給食課長 現状では学級閉鎖の場合は、まず学年で分け、それでも余ったら学校で分けという対応ですが、それでも余った場合は廃棄しても致し方ない状況ですけれども、パンのときは、その学級のパンがそのまま残るといふそういうケースが昨日もありました。それをどうしているかという、児童園に連絡して、おやつでどうかというようなことで、廃棄にならないように持って行ったりしてやっていますが、過去には子ども食堂に提供をしたこともありましたので、橋本委員がおっしゃった施策としてということで構築ができればと思います。

教育長 SDGsの観点からも廃棄はないように組み立てていくことが軸になるかと思ひます。

小柳委員 連絡を受けた日からとありますが、これは連絡を受けた翌日からではないのですか。連絡を受けたすぐその日から対応できるのですか。

教育長 減額がこの日からということですね。

学校給食課長 そうです。

連絡を受けた日というのは坂口教育監からも学級閉鎖や学年閉鎖について連絡が来るので、そのときをもってということをお願いしています。早退という場合には、食べてから帰る場合もあるので翌日から減額というようにしていきたいと思ひます。

教育長 なるべくわかりやすく保護者の方とか学校に周知していくことが大事だと思いますので、よろしくお願ひします。

それではこの案件は以上でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

#### <報告第7号> 図書館資料特別整理期間の設定について

中央図書館長 説明

教育長 ご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。

#### <報告第11号> 中央図書館駐車場における事故について

中央図書館長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。



春原委員 休館日でも駐車場は利用できるようになっているわけですね。

中央図書館長 利用者の駐車場は閉じてあります。

春原委員 だから職員用の入り口というかあちら側から。

中央図書館長 ご存知の方はそこに止めてすぐ南側のブックポストに行きますが、北側にもブックポストがありまして、そこには小さいですが一般の方も駐車できる駐車場もありますけれども、大体ここに停めてさきと返す方が多いです。

春原委員 過失というのは、明らかに施設のなところですか。

中央図書館長 そうです。蓋が緩んでいることもあると思います。

春原委員 そうですか。

春原委員 ということは、今後もしつかすると起こり得ることがあるので、整備はしっかりお願いします。

中央図書館長 はい、もう一度確認します。

教育長 グレーチングが跳ね上がらないようにしておくという整備が必要だということだと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

#### <報告第8号> 国宝松本城天守石垣調査の結果について

城郭整備担当課長 説明

教育長 この件についてはよろしいでしょうか。

橋本委員 震度6強から7で崩れる可能性があるということは、これ経年劣化するものではないから、松本城の築城以降震度6強から7の地震は来ていないという理解でいいですか。

城郭整備担当課長 文献記録の中ではございませんが、天守については修理をしていると思いますので、その辺はわかりません。はっきりした、あるなしでは断言はできませんけれども、今のところそういった記録は見られませんし、壊れてもないということですよ。

橋本委員 特に気象庁とか何かのデータの中でも松本地域でこれまでに記録に残っている中で一番大きな地震が震度いくつというものはないようです。震度6とか7が出てくるということは、そういうことなのではないかなと思いますが、だから安心だというつもりは全然ないです。その前に起こっているかもわからない

し、その周期が来るかもしれないので、対応をきちんと取らないといけないけれど、経年劣化するものじゃないから、逆に言うと築城以降は来てないという推定が成り立つということはないですか。

城郭整備担当課長 断言はなかなか難しいです。

橋本委員 それはまた専門家によく聞いてみてください。

城郭整備担当課長 わかりました。

教育長 平成23年の松本地震のときには漆喰にひびが入りました。

城郭整備担当課長 ひびは入りましたが、特に崩れることはなかったです。

橋本委員 漆喰とかは大分経年劣化するけど、石垣はしないと思います。あるとすれば、上が振れたことによって重心位置が変わってということはある得ますよね。

文化財課長 はい、あり得ます。

教育長 計画の中で対策を検討していきたいと思います。ありがとうございました。

#### <報告第9号> 史跡松本城太鼓門耐震対策工事について

城郭整備担当課長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

一の門の工事のときは通行止めにはならないですか。

城郭整備担当課長 通行止めにはならない予定です。

二の門のときには、門自体を釣り上げて行うものですから、通行止めになります。

教育長 よろしいですか。ありがとうございます。

#### <報告第10号> 史跡松本城整備基本計画策定委員会委員等の委嘱について

城郭整備担当課長 説明

教育長 ご質問ありますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございました。

5分休憩を取りまして、非公開案件の議案第10号と議案第11号に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩)

教育長            それでは再開いたします。

<議案第10号> 松本市博物館条例の一部改正について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<議案第11号> 国宝（建造物）旧開智学校校舎保存活用計画の策定について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<その他> 日程について

事務局            説明

教育長            長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上で、第1回定例教育委員会を終了します。お疲れさまでした。

《閉会宣言》

伊佐治教育長は、令和4年度第1回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後7時10分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会議録署名委員

佐藤 佳子

---

春原 啓子

---